

別紙

諮問第666号

答 申

1 審査会の結論

「児童票」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子（以下「本児」という。）の法定代理人として行った「平成〇年〇月〇日に〇〇が一時保護に至った理由がわかる児童票及び指導経過記録票、平成〇年〇月〇日までの分」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年8月15日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由を要約すると、以下のとおりである。

児童票及び指導経過記録票の大部分が黒く塗り潰されており、本児の成長過程、生活状況、どこで、誰が、どのように保護したかの詳しい状況説明が不十分であるため、審査請求を行う。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 児童相談所が該当すると判断した相談の区分や児童相談所が行った援助内容の区分が記載されている箇所について

これらは、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であるといえる。これらの児童相談所職員の評価や見解、相談援助の方針の決定の過程等が明らかになると、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(2) 本児及び保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、東京都内部での連絡調整の内容などを記載している箇所について

これらの記録は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であるといえる。当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために今後の相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容を明らかにすると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、こうした情報を開示することが前提となると、今後、児童相談所職員が児童票や指導経過記録票を作成するに当たって、単なる事実以外の記載をすることに消極的になる可能性が否定できない。そうすると、児童票や指導経過記録票の記載内容が形骸化するなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(3) 児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている箇所について

当該情報を開示した場合、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、本児に関する相談援助活動又は今後の同種

の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定される。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(4) 一時保護の場所に関する情報が記載されている箇所について

当該情報を開示した場合、今後再び本児を一時保護する事態となったときに、保護者が前回の一時保護所に児童を連れ戻しに現れるなど、一時保護所における業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(5) 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている箇所について

当該情報を開示した場合、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月11日	諮問
令和 2年 1月17日	実施機関から理由説明書收受
令和 2年 2月21日	新規概要説明 (第202回第二部会)
令和 2年 7月17日	審議 (第203回第二部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主

張を検討した結果、以下のように判断する。

ア 一時保護について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）6条の3第8項は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を要保護児童とし、法25条1項において、「要保護児童を発見した者は、これを…都道府県の設置する…児童相談所…に通告しなければならない。」と定めている。

また、法26条1項において、法25条1項に基づく通告があった要保護児童について、児童相談所長は都道府県知事への報告を行う等の措置を採らなければならない旨を定めており、法27条において、この報告があった場合に都道府県が採らなければならない措置として、児童福祉司による要保護児童の指導等の措置を掲げるとともに、法33条2項において、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置…を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本児の〇〇である審査請求人が、本児の法定代理人として行った本件開示請求に対し、別表に掲げる対象保有個人情報と特定し、同表に掲げる非開示情報がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査会は、上記非開示情報について、同表に掲げるとおり、本件非開示情報1から3までに分類した上で、その非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で

あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、実施機関と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

これらの情報を開示した場合、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供等の協力が得られなくなるなど、児童相談所における相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、いずれも条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

##### (イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、実施機関が関与した東京都内部における連絡調整に関する情報、本児の言動や状態に関する情報、当該言動等に対する実施機関の評価、判断が記載されていることが確認された。

これらの情報を開示した場合、児童相談所の業務運営や相談内容についての評

価、判断の過程や基準が明らかとなり、保護者が児童相談所の相談活動の内容や評価に対して不信感を持つことで、関係の悪化を招き、指導の効果が上がらなくなることにより、子供に対する支援が不十分になるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、開示を前提としてこれらの情報を記録することとなると、今後、児童相談所職員が児童票や指導経過記録票を作成するに当たり、関係者の反応を懸念するあまり詳細な情報を記録することに消極的となり、その結果、相談援助活動の経緯、状況等について正確かつ十分な情報が共有されなくなるなど、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼし、今後の同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、本児を一時保護するに当たり把握した事実関係をもとに、実施機関が該当すると判断した事案の区分が記載されていることが確認された。

これらの情報は、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断を含むものであり、その記載内容が関係者の認識とは異なる場合もあることを考慮すると、これらの情報を開示することで、児童相談所に対する関係者の感情的な反発や不信感を招くこととなるなど、児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

対象保有 個人情報	対象箇所	非開示情報	非開示条項	本件非開示 情報
児童票	児童票（１）	【連絡先】欄中 携帯電話番号	２号	１
			６号	
		【備考】欄	２号	１
			６号	
	児童票（２） （その１）	【年月日】欄	６号	２
		【受付年月日】欄	６号	１
		【相談経路】欄	６号	１
		【相談内容】欄の一部	６号	１
指導経過 記録票	１頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	６号	１
		【相談主訴】欄	６号	３
		【要旨】欄	６号	１
		【詳細】欄	６号	１
	１頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	６号	１
		【相談主訴】欄	６号	３
		【要旨】欄	６号	１
		【詳細】欄	６号	１
	１頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	６号	１
		【相談主訴】欄	６号	３
		【要旨】欄	６号	１
		【詳細】欄	６号	１
	１頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【相談主訴】欄	６号	３
		【要旨】欄の一部	６号	１
		【詳細】欄の一部	６号	２
	１頁から２頁中	【相談主訴】欄	６号	３

平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【要旨】欄の一部	6号	2
	【詳細】欄の一部	6号	2
2頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	6号	1
	【詳細】欄	6号	1
2頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	6号	1
	【詳細】欄	6号	1
2頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	6号	1
	【詳細】欄	6号	1
2頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	6号	1
	【詳細】欄	6号	1
2頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	6号	1
	【詳細】欄	6号	1
2頁から3頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6号	1
	【相談主訴】欄	6号	3
	【要旨】欄	2号	1
		6号	

		【詳細】欄	2号	1
			6号	
3頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
			6号	
		【要旨】欄	2号	1
			6号	
【詳細】欄	2号	1		
	6号			
3頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
			6号	
		【要旨】欄	2号	1
			6号	
【詳細】欄	2号	1		
	6号			
3頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
			6号	
		【要旨】欄	2号	1
			6号	
【詳細】欄	2号	1		
	6号			
3頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
			6号	
		【要旨】欄	6号	1
			6号	
【詳細】欄	6号	1		
	6号			
3頁から4頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
			6号	
		【要旨】欄	6号	1
			6号	
【詳細】欄	6号	1		
	6号			
4頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録		【面接調査人数】欄	6号	1
			6号	
		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
			6号	

		【詳細】欄	6号	1
4頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
4頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
4頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	2
4頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	2
4頁から5頁中		【相談主訴】欄	6号	3
平成 ○. ○. ○		【詳細】欄の一部	6号	2
○:○付記録				
5頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
		【詳細】欄	6号	1
5頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
5頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1
5頁中		【面接調査人数】欄	6号	1
平成 ○. ○. ○		【相談主訴】欄	6号	3
○:○付記録		【要旨】欄	6号	1

	5 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	1
	6 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	1
		【詳細】欄	6 号	1
	6 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	1
	6 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	1
	6 頁から 7 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	2
		【詳細】欄	6 号	2
	7 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1
		【相談主訴】欄	6 号	3
		【要旨】欄	6 号	1
7 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1	
	【相談主訴】欄	6 号	3	
	【要旨】欄	6 号	1	
7 頁から 8 頁中 平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【面接調査人数】欄	6 号	1	
	【相談主訴】欄	6 号	3	
	【要旨】欄	2 号	1	
		6 号		
	【詳細】欄	2 号	1	
		6 号		

	8頁中	【相談主訴】欄	6号	3
	平成 ○. ○. ○ ○:○付記録	【詳細】欄の一部	6号	2

※ 別表「非開示条項」欄中「2号」及び「6号」の記載は、それぞれ条例16条2号及び6号を指す。